

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、三豊市が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）四郎太郎池地区）を行うことについて平成21年1月20日適当と決定した。

その関係書類を三豊市建設経済部高瀬事業課において平成21年2月6日から同月26日まで縦覧に供する。

平成21年1月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀